

令和元年10月1日から

新制度に移行していない幼稚園を利用する  
満3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。

### 【対象者・利用料】

- 新制度に移行していない幼稚園を利用する満3歳から5歳までの全ての子どもの保育料と入園料が月額25,700円まで無償化されます。
  - 上減額を超える部分は、保護者負担です。
  - 入園料は、月額に換算して無償化されます。
  - 無償化の期間は、満3歳になった日から、小学校入学までです。
  - 給食費、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。  
ただし市町村民税所得割額77,200円未満の世帯の全ての子どもと、その他の世帯の第3子以降の子どもは、副食(おかず、おやつ等)費が、減免されます。  
※第3子のカウントは、小学3年生以下の範囲です。現行制度と同様、小学4年生以上の兄・姉は、カウントしません。

### 預かり保育を利用する子ども

- 教育時間外の「預かり保育」を利用する、「保育の必要性の認定」を受けた子どもは、預かり保育の利用料が、一部補助される場合があります。
  - 3歳から5歳(4月1日時点の年齢)は、課税額に関わらず補助の対象です。
  - 満3歳児(4月1日時点では2歳で年度中に3歳になった子ども)は、市町村民税が所得割・均等割ともに非課税の世帯のみ補助の対象です。  
その他の世帯は、全額保護者負担です。
  - 上限額は日額450円(月額11,300円までの範囲)で上限を超える部分は保護者負担です。  
※例えば1ヶ月に15日利用の場合、450円×15日=6,750円がその月の上限額になります。  
※満3歳児で市町村民税非課税世帯の場合、上限額は日額450円(月額16,300円までの範囲)になります。

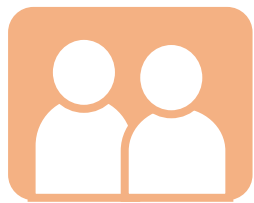
- ◆ 小学校入学までの障がい児の児童発達支援等を利用する場合は、3歳児から5歳児までの利用者負担が無償化されます。(幼稚園等も利用の場合は、どちらも無償)
- ◆ 認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業を合わせてご利用した場合、国の規定により、それらの事業等は原則補助の対象にはなりません。
- ◆ 無償化の対象になるには、在園施設を通じて申請が必要です。

# 保育料の無償化に伴う給食費について

○令和元年10月以降、保育料は無償化されますが、**給食費**については引き続き**保護者の皆様にご負担いただく**ことが原則です。

○市町村民税所得割額77,200円未満の世帯の全ての子どもと、その他の世帯の第3子以降の子どもは、副食(おかず、おやつ等)費が、減免されます。  
※第3子のカウントは、小学3年生以下の範囲です。現行制度と同様、小学4年生以上の兄・姉はカウントしません。

～これまで～



保護者の皆様

保育料以外の実費分に含まれている費用は、園によって異なります。

保育料  
(入園料含む)

給食費

送迎費、行事費等

保育料は園によって異なります。課税額に応じて、「就園奨励費補助金」が、交付されています。



幼稚園

～無償化後（令和元年10月以降）～



保護者の皆様

給食費の額は園によって異なります。

無償化

月額25,700円まで

給食費

送迎費、行事費等

これまで通り幼稚園等に直接お支払いいただきます。



幼稚園

問い合わせ先: 松前町役場 子育て・健康課 保育幼稚園係

TEL: 089-985-4116 FAX: 089-985-4158